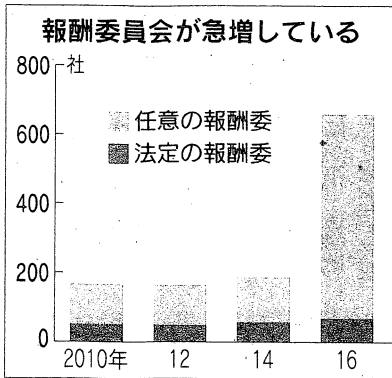


役員報酬 透明性高める

委員会設置 1年で3倍



報酬委員会を設け、役員報酬の決定手続きを透明にする企業が増えている。報酬委を導入した企業は今年8月までで660社と、昨年の約3倍に増えた。全上場企業の19%を占め、取締役候補を決める指名委員会を上回るペースで導入が進む。報酬委での議論を踏まえ、取締役のやる気を高めるために業績連動型の報酬制度を取り入れる企業も多い。

上場企業19%に 社外から声、業績連動

昨年導入された企業統治指針は報酬決定の方針や手続きを明示することを企業に求めており、報酬委を置く企業が増加した。東京証券取引所によると、報酬委の総数は指名委員会を設ける企業より約70社多く、設置企業の約9割を東証1部上場が占める。

報酬委には2種類ある。1つは「指名委員会等設置会社」がつくる報酬委。会社法で設置が義務付けられ、報酬委の決定には法的拘束力がある。もう一方は、それ以外の企業が任意に設ける場合で、法的な拘束力を持たない。急増しているのはこのケースで、591

社と2014年から4.5倍に増えた。例えば、ニトリホールディングスは5月に任意の報酬委を設置した。制度の見直しを議論し、業績連動性の高い新制度に移行する方針だ。

大和ハウス工業は昨年、報酬委を設け、今年8月には取締役を対象に業績連動型の株式報酬制度を取り入れた。伊藤忠商事や川崎汽船も昨年に報酬委を置き、今年から業績連動性の高い株式報酬制度を導入した。こうした企業では、今後の業績によって役員報酬が増える可能性もある。

役員報酬は従来、株主総会で決議した総額の範囲内で、経営トップが各取締役の報酬額を決める場合が多かった。企業統治指針の導入を受けて、社外取締役や有識者を交えて議論し、透明性を確保する機運が高まっている。

日本企業の経営者報酬は欧米に比べて少ない。株主などが納得できる形で、どう報酬を引き上げるかが企業統治の課題になっている。

経営者報酬のコンサルティングを手掛けるウリス・タワースワトソン

によると、報酬委の委員長の過半数は社外取締役や有識者らの登用という。同社の森田純夫ディレクターは報酬委の意義について、「社外の声を取り入れることで、大胆な制度変更をしやすくなる」と指摘している。